



『姿カニと鳥取和牛御膳』お品書き ○姿かに一枚○鳥取和牛すきやき(約80g)○桶盛り刺身5種(カニ刺し、旬の魚2種、イカ、甘エビ)○カニ足天ぷら○カニ身入り茶碗蒸し○カニ釜飯○そば○小鉢○吸物○香の物○梨プリン(※食べ放題ではありません)

◎期 日：令和5年
1月22日(日) 2月11日(土祝)・
26日(日)・3月12日(日)

◎募集人員：40名(最少催行人員20名)
◎旅行代金：大人11,800円
※全国旅行支援などの割引が延長の場合、適用いたします
◎申込金：5,000円(旅行代金に充当します)
◎行 程 日帰り企画



いただけます。

倉吉から世界へ発信するハンドバッグメーカー“バルコス”
倉吉という小さな場所から、日本ブランドとして世界の大きなステージへ。
バルコスは今日も夢と情熱、そのすべてをバッグづくりに捧げています。店舗で実際に商品を見ていただき、隣接するカフェでゆっくり過ごして

行 程	※バスガイド同行しません。添乗員同行します。(運行バス会社：出雲観光バス)	食事：朝×/昼□/夕×
大社町—出雲市—宍道IC—松江—米子西IC—琴浦PA—バルコス(ショッピング&カフェ)—		
7:40	8:00	8:25
		9:00
		10:00
		10:15
		10:40
		11:30
—鳥取砂丘「砂丘会館」—賀露港(ショッピング)—お菓子の壽城—松江—宍道IC—出雲市—大社町		
		12:30
		14:20
		14:35
		15:05
		16:25
		16:55
		17:35
		18:00
		18:30
		18:50頃

◆参加者により乗車場所及び時間が変更になる場合があります。 ※ちよっぴりプレゼントありお楽しみに!!

国内旅行条件(要約) ※お申し込みの際は必ずご確認ください。詳しい旅行取引条件書面は、別途お渡ししますのでお申し出下さい。

<p>1. 本旅行条件書の意義…本旅行条件書は、旅行業法第12条の4に定める取引条件説明書及び同法第12条の5に定める契約書面の一部となります。2. 本旅行条件書の成立…(1)この旅行は、当社が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約(以下「旅行契約」といいます)を締結することになります。(2)旅行契約の内容・条件は、パンフレット、本旅行条件書、及び、当社旅行契約募集型企画旅行契約(以下「当社約款」といいます。)(以下「最終旅行日程表」といいます。)</p> <p>3. 旅行のお申込みと契約の成立時期…(1)当社にて、当社所定の旅行申込書に必要事項を記入した申込金を添えてお申込みいただきます。申込金は旅行代金をお支払いいただくときに、その一部として繰り入れます。また、旅行契約は、当社が契約の締結を承諾し申込金を受領したときに成立するものといたします。(2)当社は電話、郵便、ファクシミリその他の通信手段による旅行契約の予約申込みを受け付けることがあります。この場合、予約の時点では契約は成立していません。当社が予約の承諾の旨を通知した日から起算して申込書の提出と申込金の支払が必要となります。4. お申込条件…健康を害している方、車椅子などの器具をご利用になっている方や心身に障がいのある方、食物アレルギー・動物アレルギーのある方、妊娠中の方、妊娠の可能性のある方、身体障害者補助犬(盲導犬、聴導犬、介助犬)をお連れの方その他特別の配慮を必要とする方は、お申込みの際に、参加にあたり特別な配慮が必要となる旨をお申し出ください。当社は可能かつ合理的な範囲でこれに応じます。この場合、お客様からのお申し出に基づき、当社がお客様のために講じた特別な措置に要する費用はお客様の負担とさせていただきます。5. 旅行代金に含まれるもの…(1)旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金(注釈のないかざりエノミックス)の宿泊費、食事代、入場料・拝観料等及び消費税等諸税。(2)添乗員が同行するコースにおける添乗員経費(3)その他パンフレットにおいて、旅行代金に含まれる旨を明示したものの、上記費用はお客様の二倍額より一部利用されなくても原則として払い戻しはいたしません。6. 旅行代金に含まれないもの…前項の(1)から(3)のほかは旅行代金に含まれません。その一部を以下に列示いたします。(1)超過手荷物料金(規定の重量、容量、個数を超える分について)(2)空港施設使用料(3)クリーニング代、電報・電話料、その他の追加飲食費等個人的性質の諸費用及びそれに伴う税・サービス料。(4)ご希望者のみ参加されるオプションツアー料金(5)運送機関が課す付加運賃・料金(例：燃油サーチャージ)但し旅行代金に含めた場合を除く</p>	<p>(6)自宅から発着地までの交通費・宿泊費</p> <p>7. 旅行契約内容の変更…当社は旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施をはかるためやむを得ないときは、お客様にあらかじめ速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して、旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし、緊急の場合において、やむを得ないときは変更後にご説明いたします。8. 旅行代金の額の変更…当社は旅行契約締結後には、次の場合を除き旅行代金及び追加代金、割引代金の額の変更は一切いたしません。(1)利用する運送機関の運賃・料金が著しい経済情勢の変化等により通常想定される程度を大幅に超えて改訂されたときは、その改定差額だけ旅行代金を変更いたします。ただし、旅行代金の増額変更するときは、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって15日目に当たる日より前にお客様に通知いたします。(2)当社は、運送・宿泊機関等の利用人員により旅行代金が異なる旨をパンフレット等に記載した場合、旅行契約の成立後に当社の責任により変更となる事由により当該利用人員が変更になったときは、契約書面に記載した範囲内で旅行代金を変更します。9. お客様の交際…お客様は、当社の承諾を得て、契約上の地位を別の方に譲り渡すことができます。この際、交際に必要な手数料等の所定の金額をいただきます。10. 取消料…(1)旅行契約の成立後、お客様のご都合で旅行をお取消しになる場合には取消料をいただきます。また宿泊を伴うコースで一室(同室)にご参加のお客様からは1室ごとの利用人数の変更に対する差額代金をそれぞれいただきます。(2)旅行代金が期日までに支払われないときは、当社は当該期日の翌日においてお客様が旅行契約を解除したものとし、取消料と同額の違約料をいただきます。(3)お客様のご都合による出発日の変更、運送・宿泊機関等行程中の一部の変更については、ご旅行全体のお取消しとみなし、所定の取消料を受取ります。</p>
<p>旅行契約解除の時期</p> <p>旅行出発日の前日から起算して21日前まで</p> <p>旅行行出発日の前日から起算して20日前まで</p> <p>旅行開始日の前日から起算して7日前まで</p> <p>取消料</p> <p>旅行開始当日(旅行開始前)</p> <p>旅行開始後の解除又は無連絡不参加</p>	<p>取消料</p> <p>旅行代金の20% (※日帰り旅行にあっては10日目)</p> <p>旅行代金の30%</p> <p>旅行代金の40%</p> <p>旅行代金の50%</p> <p>旅行代金の100%</p>

《旅行企画・実施・申込》東京都知事登録旅行業第2-7745号国際医橋株式会社
島根営業所 〒699-0722島根県出雲市大社町北荒木854-3 出雲観光タクシー内
TEL0853-25-7201FAX0853-53-6020 旅行業務取扱管理者 宇都宮 陸登

《企画協力》有限会社出雲観光タクシー
〒699-0722島根県出雲市大社町北荒木854-3
TEL0853-53-6010FAX0853-53-6020

※ジョイメイト会員及び同居家族の方は、割引があります。今後全国旅行支援が延長された場合は、その適用料金に改定させていただきます。